○国土交通省・環境省告示第八十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成三十年六月十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成三十年七月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ３－227	RyokusanPower シュレッダー 5000＿４Ｆ	緑産株式会社	神奈川県相模原市中央区田名3334番地５
ＮＳ３－228	中山鉄工所　ＮＴ100	株式会社中山鉄工所	佐賀県武雄市朝日町大字甘久2246番地１

○国土交通省・環境省告示第八十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成三十年六月十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成三十年七月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２－230	ＭＡＨＩＮＤＲＡ 6075	三菱マヒンドラ農機株式会社	島根県松江市東出雲町揖屋667番地１
ＮＳ３－229	ＧＵＡＲＥＳＩ Ｇ120　ＤＳ40	ヰムラ・エス・ケー農業機械株式会社	北海道恵庭市戸磯193番地８
ＮＳ３－230	Mobile Transport Manipulator ＭＴＭ600	株式会社ダンゴ＆ディーネンタールジャパン	千葉県四街道市大日180番地10
ＮＳ３－231	Mobile Transport Manipulator ＭＴＭ300ＳＯ	〃	〃

○国土交通省・環境省告示第八十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十九条第十一項の規定に基づき、平成三十年六月四日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消したので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成三十年七月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ－136	カトウ　ＨＤ2045－３	株式会社加藤製作所	東京都品川区東大井一丁目９番37号
ＮＳ－365	鉱研　ＲＰＤ－150Ｃ	鉱研工業株式会社	東京都豊島区高田２丁目17番22号
ＮＳ－460	ウエノテックス ＵＣＨ－75	ウエノテックス株式会社	新潟県上越市柿崎区柿崎7396番地10
ＮＳ－461	ウエノテックス ＵＣＨ－110	〃	〃

○国土交通省・環境省告示第九十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき株式会社加藤製作所から、承認事業者の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成三十年七月三日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

１．変更する承認事業者の名称

新	旧
株式会社加藤製作所	株式会社ＫＡＴＯ　ＨＩＣＯＭ

２．変更する承認事業者の住所

新	旧
東京都品川区東大井一丁目９番37号	神奈川県横浜市金沢区昭和町3174番地

３．変更年月日

平成30年３月１日

○国土交通省告示第七百九十二号

筑後川水系における水資源開発基本計画の一部を平成三十年六月二十六日付けで次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成三十年七月三日

国土交通大臣　石井　啓一

２中「これらの事業に加え、既に完成した施設のうち次の改築事業を行う。」を「上記事業のほか、水資源開発基本計画に基づく事業により生じた次の表左欄に掲げる施設について、必要な機能向上、更新等の改築事業（水の供給量及び供給区域の変更を伴わない事業に限る。）を、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、同表右欄に掲げる者が行う。

施設名称	事業主体
松原ダム	国土交通省
下筌ダム	国土交通省
両筑平野用水施設	独立行政法人水資源機構